

# デモクラシーは 新自由主義から抜け出せないのか

小川 有美

立教大学法学部教授

民主化の歴史とは、少数者が決定権をもつ社会から、より多数の一般市民が公共の決定に参画するチャンスが与えられる社会への移行であった。だがイギリスの経済社会学者コリン・クラウチの『ポスト・デモクラシー』は、先進国のデモクラシーが逆行の道をたどっている、と論じた。つまり、20世紀半ばに頂点を迎えた民主的な政治が、再び特權的な少数者のためのものになりつつあるというのである。同書は英語圏のみならず、翻訳の刊行されたイタリア、そして日本でも反響を呼んだ<sup>1</sup>。

クラウチが『ポスト・デモクラシー』刊行後の論考をまとめ直し、2011年に上梓したのが『新自由主義の奇妙な不死』である<sup>2</sup>。その間に起こったことは、2008年のリーマン・ショックに端を発する、グローバル金融・経済危機であることはいうまでもない。1936年、ジョージ・デンジャーフィールドは『自由主義の奇妙な死』という本を刊行した。19世紀以来

の正統であった自由主義は、世界恐慌、ファシズム、スターリニズムの時代に死を迎えていたかのように見えたのである。この本はクラウチの新著の題名の元となった。ところが今回「百年に一度の」危機に陥ったはずの新自由主義は、オールタナティヴに取って代わられることはなく、「不死」のように見える。それはなぜなのか。クラウチの議論を追ってみよう。

## 新自由主義のパラダイムあるいはパラダイス

クラウチの強調する点は、新自由主義が市場メカニズムの純粋な理論的表現とは程遠いものであるということにある。新自由主義とは第一に、あるものを取りあるものを捨てた経済学の特殊な一党派であり、第二に、政府や議会と企業の抜き差しならぬ関係が埋め込まれたきわめて政治的なメカニズムである、というのである。

新自由主義の特殊性は、「反トラスト」の伝統からの逸脱に見て取ることができる。アメリカの古典的な「反トラスト」、あるいはドイツの経済学であるオルドリベラリスムスは、巨大化する企業の支配力を矯正しようとするものだった。「選択の自由」を確保する規制は、株主だけではなく、消費者や中小の企業家が守られるために重要であると考えられていた。

つまり経済学の問題は、「もっと市場」か「もっと政府」か、ということだけではなかった。「もっと市場」を求めるのことと、「もっと大企業」を求めるることは同義

おがわ ありよし

1964年生。東京大学大学院法学政治学研究科単位取得退学。法学修士。専門分野はヨーロッパ政治論。千葉大学法経学部助手、助教授を経て、2003年より現職。著書に、『ポスト代表制の比較政治——熟議と参加のデモクラシー』(編著、早稲田大学出版部、2007年)、『グローバル対話社会——力の秩序を超えて』(共編著、明石書店、2007年)など。

ではない、というのが古典的な「反トラスト」の問題意識であったのである。しかし、「もっと大企業」でよい、とする経済学が現れた。それがシカゴ学派である。

シカゴ学派のうち、「選択の自由」を原理的に訴えたのはミルトン＆ローズ・フリードマンであったが、「企業による市場の乗っ取り」を推し進めたのは、ロナルド・レーガンにより判事に任命された二人の法律家、ロバート・ボークとリチャード・ポズナーである。現存する新自由主義の潮流は後者に代表される。

シカゴ学派の特徴の第一は、「株主利益最大化」論である—それゆえ万一の事故の負荷に耐えるための「冗長設備能力」などは削減される。それだけではない。シカゴ学派は第二に、「消費者福利の最大化」という抽象的な公準を掲げる。それは消費者にとって多数の（中小）企業を含む選択があるかはどうでもよく、結果として「一般的利得」が向上すればよい、という考え方である。その結果として、少数の巨大企業が市場を支配しても、問題はない。第三に、シカゴ学派は政府の経済介入・分配能力を排除しようとするが、同時に政治的であることをやめない。理論上は、法的規制さえも当事者の交渉とリスク計算で不要になるとしながら、司法による大企業利益の擁護を積極利用してきた。また直接政治に圧力を与えているのはロビーイングであり、IMFの2010年の報告によればアメリカの企業は過去4年の選挙サイクルに42億ドルを政治活動に費やし、そのうちでもハイスク金融部門が最も目立つという。

新自由主義は「反政府」であるというが、民営化の現実も、純粋な市場の拡大とはいえない。当初製造業から始まった民営化は、1990年代後半には公共サービスの民営化に姿を変えた。民営化の論拠は、公による独占の不効率、専門職のモラルへの疑念であった。そこで導入された新しいサービス・モデルの主眼は、供給主体として民間企業が参入できることであった。だがその結果として、「消費者の選択」が実感されたわけではなかった。むしろイギリスにおいてGP（一般家庭医）制度を集中センター制に変え

た例のように、市民の利便に逆行するようなモデルも導入された。企業にとっては、長期契約を手に入れられる公共サービスへの参入は垂涎の機会であった。PFIやPPPはその機会を多数生み出したのである。企業は市民にとってのサービスの質そのものよりも、「どのように入札に勝つか」をめぐる競争に血道を上げることになった。

## 「私的ケインズ主義」という奇妙な活路

新自由主義の推奨する経済・産業構造の転換の下では失業や不安定雇用が増大する。しかしある時期には経済成長の回復が観察され、新自由主義はオーソドクシーとなっていました。それはどのようなメカニズムだったのか。

よく知られているように、フランス型、ドイツ型、日本型といった「資本主義の多様性」の中で、1990年代に英米を中心に優勢となった株主資本主義は、一つのモデルにすぎなかった。だがそのモデルがさらに二次的リスク市場の発達と結びついたことが重大な帰結をもたらした。1980年代末から英米を筆頭に金融の規制緩和が推し進められ、アメリカの1999年の金融サービス現代化法案は、大恐慌発生後の1933年のグラス＝スティーガル法による金融機関の統制を廃すこととなった。それによって、金融トレーダーが第二次トレーダーにリスクを転売することが容易になった。これが二次的リスク市場の発達である。

この新しい経済に取り込まれたのは株主だけではなかった。豊かではない人々も含めて、消費を拡大することが奨められた。その助け手となつたのは、上層向けのデリバティブ市場に加え、中下層向けの信用市場の拡大であった。いわゆるサブプライムがその典型である。クラウチは「個人の借金」の膨張によって成長の数字を生み出そうとするこのしきけを、「私的ケインズ主義」と呼ぶ。それは自己破壊的であったが、皮肉にも「公共財」のようにみなされ、政府には不動産価格の維持や金融規制の（再）緩和が期待されるのである。

このようにして、「豊かさ」は私的な資本のサプライ、より正確に言えば、大衆の膨大な借金に依存する消費拡大に専ら依存するようになった。共産主義だけではなく、ケインズ主義福祉国家と産業労働者の発言力に基づく社会民主主義モデルも、昔日のものとなろうとしている。

## 企業とCSR

クラウチは、経済学や政治学が、「単に経済だけでなく、社会全般」に責任のある企業をつかまえなければならないと考える。権力や富のリソースが広く分散しているという前提（多元主義）に立つ今までの政治学や経済学は、企業を正しくとらえることができなかつた。それでもそのような多元主義の論者の中から、ダールとリンドブロムのように批判的視点をとりもどす学者が現れなかつたわけではない。彼らは1980年頃から、ビジネスの成功が政府の人気や正統性を左右する現代にあって多元的な民主社会のバランスが崩れている、と警告を発した。そこで北欧のようなコーポラティズム、すなわち労使が部門別あるいは全国的な団体に組織されれば、無責任な行動をとることを防げる、ということが期待された。

しかし、企業が政府や労働組合に対して、また企業間で、責任ある行動をするというコーポラティズムの前提是、国民国家と全国頂上団体のような「タガ」があつてはじめて担保される。経済の国際化、グローバル化、技術発展による新部門（ITやバイオ）の成長の中では、そのような「タガ」が外れる。その結果、世界は「底辺への競争」になだれ込むということにならなかつたにせよ、国際化する大企業は経済・社会の中の有利なルール、レジームを選んだり、促進したりすることができるようになる。

そのことは、企業が政治から無縁になることを意味しない。むしろ、選挙資金を必要とするアメリカの個人政治家へのロビーイングから、投資先・条件を各国に突きつける「外交交渉」までにわたり、多国籍企業が強力な政治的パワーを有する主体であることは

疑うべくもない。そればかりではない。グローバル企業が展開する途上国国家は、しばしば法や規範を実施するリソースを欠いている。そのため、企業は途上国においてあるルールを実行したり、あるいは無視したりすることができる、眞の法の実施者となる。ミルトン・フリードマンがかつて論じたように、企業には株主利益の最大化以外の社会的目的を追求する義務も権利も存在しない、というのは実態と異なる。むしろ、介入力を手放しつつある国家よりも、企業の方が、社会的価値の実現を左右する主体となる。

だがこのことを別の方向から考えるならば、CSR（企業の社会的責任）、「企業市民」という考え方方が、リップサービスという以上の意味をもってくるのである。たとえば北欧の多国籍企業が、アフリカにおいて児童労働を実施しているとしよう。そのことは、現地よりも北欧における反発を買い、その圧力によって当該企業はCSRとして児童労働禁止規範の実施者となることを（本意でなくとも）選ぶであろう。あるいは多国籍のスーパー・マーケット・チェーンが政府より早くGMO（遺伝子操作農産物）の不使用を決定することもある。つまり、公共政策の代行者として、企業は活動する。そこでは有権者としての政治参加よりもむしろ、消費者による選択が重要となる。「私たちはもう投票に行かないかもしれないが、買い物に行く」のである。

昨今たしかに、公益に敏感な株主・経営者というものもありうる（それにより企業動機が変わりうることを理論化しようとする研究者もいる）。とはいえ、企業の内部決定や寄付資金力によってある公益がアピールされ、ある公益が見捨てられるとすれば——イルカに優しい漁法にかかるコストを超低賃金労働に課すかもしれない——それは企業による社会的支配を別の意味で例証することになる。

## 市民社会の夢か

そこでクラウチは、企業の外に民主的な政治的パワーを探す。それは、政府なのだろうか。通常の中

道左派の解答は民主的な政府、教育や規制、インフラによる不平等の是正であろう、しかし政府は腐敗や特権階級の圧力に抗しきれる保証はなく、グローバル化の中での選択は多国籍企業寄りの政策か、排外主義を含む保護主義のどちらかに限られる。そうであるならば市場対政府という選択はもはや有効ではない。そこで第三の要素として、クラウチは市民社会に期待を寄せる。その現実的基盤となるのは、政党、宗教、ボランタリー・グループ、専門職といった、從来からの社会的集団である。クラウチは市民社会組織(CSO)を重視しつつ、理想視をするわけではない。政党は指導部の支配に、宗教は排他的世界観に、専門職は「専門ムラ」に陥る危険がある。それでも、それらの市民社会は全体として、市場から失われた多元性、多元的対話を生み出している。市民社会組織は必ず正しいとは限らない。しかし、国家、企業、多様な市民社会組織は相互に論争し、検討しあうであろう。だから市民社会はアーナーであってよい、とクラウチは述べる。

ポスト・デモクラシーの時代にあってもまだロビeingや社会運動は政党の能力にはかなわない、として政党デモクラシーの批判的再建を主張していたクラウチは、市民社会へと大きく舵を切った。このクラウチの答えはどのような進路と課題を残すだろうか。

新自由主義の「不死」の一つの理由は、政治学も経済学もつかみ損ねていた企業のパワーであった。そうであるならば、クラウチの言う「企業の政治理論」を一般論もしくは例証だけではなく、論証水準の高い社会科学研究によって、「専門力」のともなう多元的対話に持ち込む必要がある。もう一つには、新自由主義のもつ「単純な理屈の力」がある。それはいかに偏っていると、前提から結論までが首尾一貫しているように語られ、そこから派生する政策商品は（過疎地の自治体向けてあっても）すべて合理的だとみなされる。この「理屈の力」はあなどれない。ではそれに代わる社会の知とは何だろうか。それはクラウチもいうようにかつてのマルクス主義の「体系」とは異なるだろう。そこでわれわれは、ああ最後は市民社会

の夢か、とため息をつかざるをえないだろうか。

だが、たとえばCSRについてその実効性を真剣に評価する世界的潮流は強まっている。ストックホルム大学の政治学者ミシェレ・ミシェレッティは、政治的消費者主義 (political consumerism) の発展に注目する。西欧の消費者のボイコット活動は1974年から2000年の間に約3倍に増大し、2002-3年の欧州社会サーベイでは平均28%の市民が政治的な消費選択を行っているという。政治的消費者主義は、それまでの社会運動団体と違い、「個人化された集合行動」である。市民は、特定の組織やイデオロギーにこだわることなく、自己実現として、あるいは緊急と考えて、GMラベリングや児童労働の観点から企業を選ぶ<sup>3</sup>。またグローバル・レベルでは、企業の社会的責任のレジーム化の動きがある。1999年アン前国連事務総長によって提唱されたグローバル・コンパクトは、多国籍企業に10原則（人権・労働・環境・腐敗防止）への協働を促し、進行報告書を提出しない企業を除名する単純な枠組みである。だがCSRが多国籍企業の本業に直結するだけではなく、サプライチェーン・マネジメントの中で一次・二次の下請け企業にも波及する傾向が観察されている<sup>4</sup>。

2005年に「企業と人権の問題に関する国連事務総長特別代表」に任命された国際政治学者のジョン・ラギーはこの枠組みの開拓に力を注いだ学者であり、彼は国民国家の社会契約が脅かされる時代に、領域を超えて「もっと厚い」社会を再構築するプラットフォーム=社会の言語を見つけようとしている。それでさえ楽観的な夢に映るかもしれないが、ラギーは現状の巨大な制約を認めつつ、新しい「妥協」を想像しているようである。ポランニーが、『大転換』(1944年)を通して自己調節的市場メカニズムのドラマと社会の自己防衛の衝突を指摘したとき、すでに世界はデモクラシーの危機と戦争の破局の中にあった<sup>5</sup>。

われわれは、ポスト・デモクラシーの社会の言語をいつまでに構築できるだろうか。■

## 《注》

- 1 Colin Crouch. *Post-Democracy*. Cambridge: Polity Press. 2004 [近藤隆文訳・山口二郎監修『ポスト・デモクラシー—格差拡大の政策を生む政治構造』、青灯社、2007年]。
- 2 Colin Crouch. *The Strange Non-Death of Neoliberalism*. Cambridge: Polity Press. 2011.
- 3 Michele Micheletti. *Political Virtue and Shopping: Individuals, Consumerism, and Collective Action*. New York: Palgrave Macmillan. Rev Upd edition, 2010.
- 4 菅原絵美・前田幸男「企業の社会的責任と国連グローバル・コンパクト—サプライチェーン・マネジメントによる企業と人権の関係構築のダイナミズム—」、日本国際連合学会編『国連研究』第11号、国際書院、2010年、99-125頁。
- 5 ボランニーの民主主義への固着については、若森みどり「カール・ボランニーにおける市場社会と民主主義」、安孫子誠男・水島治郎編『労働—公共性と労働—福祉ネクサス』、勁草書房、2010年。

